

別添 3

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、就職後に短期退職した場合には、有料職業紹介事業者は次の割合で計算された金額を求人事業所へ返戻する。

- (1) 1 ヶ月未満で退職した場合 80%に相当する額
- (2) 3 ヶ月未満で退職した場合 60%に相当する額
- (3) 6 ヶ月未満で退職した場合 20%に相当する額

2026 年 2 月 13 日

ハッピーライフコーポレーション株式会社
牛久営業所